

令和3年五所川原市教育委員会第5回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和3年五所川原市教育委員会第5回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第25号	令和3年5月20日	五所川原市いじめ問題等対策連絡協議会委員の委嘱について	令和3年5月20日	原案可決
議案第26号	令和3年5月20日	五所川原市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について	令和3年5月20日	原案可決
議案第27号	令和3年5月20日	五所川原市教育支援委員会委員の委嘱について	令和3年5月20日	原案可決
議案第28号	令和3年5月20日	五所川原市教育支援委員会専門員の委嘱について	令和3年5月20日	原案可決
議案第29号	令和3年5月20日	令和3年度五所川原市一般会計補正予算案（教育予算）について	令和3年5月20日	原案可決

令和3年五所川原市教育委員会第5回定例会会議録

日時：令和3年5月20日（木） 午後1時30分開会

場所：五所川原市本庁舎 3階 議会委員会室

◎議事日程

開会

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 前回会議録の承認（令和3年第4回定例会）
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 議案第25号 五所川原市いじめ問題等対策連絡協議会委員の委嘱について
- 第 6 議案第26号 五所川原市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について
- 第 7 議案第27号 五所川原市教育支援委員会委員の委嘱について
- 第 8 議案第28号 五所川原市教育支援委員会専門員の委嘱について
- 第 9 議案第29号 令和3年度五所川原市一般会計補正予算案（教育予算）について

閉会

◎出席教育長及び委員（3名）

教育長	長 尾 孝 紀
1 番	丁子谷 悟 委員
3 番	奈 良 陽 子 委員

◎説明のため出席した職員（6名）

教育総務課	教育部長 夏 坂 泰 寛
社会教育課	課長 永 山 大 介
学校教育課	課長 大 沢 丈 徳
学校給食センター	課長補佐 村 元 宏 禎
図書館	所長 葛 西 一 悟
	館長 佐 藤

◎職務のため出席した職員（1名）

教育総務課	課長補佐 工 藤 大
-------	------------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が2名、定足数に達しております。これより令和3年五所川原市教育委員会第5回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。1番 丁子谷委員、3番 奈良委員をお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期についてお諮りいたします。会期は本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（令和3年第4回定例会）

○教育長

日程第3、前回の会議録の承認についてであります。ご異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議がないようですので、第4回定例会の会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長の報告ですが、私から二点ございます。

まず一点目、市内の学校に関係した新型コロナウイルス感染症の現状及び今後の対応等について報告します。

4月後半からのゴールデンウィークをはさみ、5月に入り、感染拡大が全国的に広がりを見せ、北海道及び関東・関西地方を中心に再度の「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が講じられておりますが、現在も収束の様子が見られないのが現状です。

五所川原保健所管内においても、5月に入り、飲食店クラスターの発生に関する事案、また、保護者の仕事先での感染なども報告され、子ども達が濃厚接触者としてPCR検査を受ける事態も発生しましたが、幸いにもどちらも陰性でした。これらに

関連して各学校や体育施設等でも対応を余儀なくされたことから、市教委からは、小学校スポーツ活動や中学校の部活動の制限等もお願いしております。

これらの事案等も踏まえ、令和3年1月に通知しておりました「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応の基本方針」の改訂版を作成し、先日、各学校に通知して周知を図っております。

今後とも、臨時休業や出席停止の措置により、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることがないように、学習指導を継続的に実施していくための体制を整備することが重要と考えております。また、取り扱う課題についても、復習の内容に終始することなく、未指導の内容にも取り組ませるなど、今まで以上に児童生徒の自学自習する力を伸ばすための新たな学習指導の形態を確立する必要があります。

市教委ではこれらのことを踏まえ、各学校に「臨時休業等における学習指導の継続に係る対応について」を通知するとともに、各学校の実状に沿った対応をお願いすることとしております。タブレット端末等も配置されていますので、その事も踏まえた対応も考えております。

次に、今年度の高齢者大学についてお知らせします。昨年度は新型コロナウイルス感染予防対策のため、開講式は自粛するとともに、各地区の学習会も2ヶ月ほど遅れて始まりました。

今年度は、金木地区のひばの樹大学は受講生63名で5月14日に、五所川原地区は158名の受講生で昨日5月19日に予定どおり開講式を実施しております。この後、市浦地区の寿大学は、70名の受講生で5月26日に開催する予定となっております。どの地区も10回程度の学習会と各クラブの自習活動を行う予定としており、コロナ禍の中ではありますが、しっかり対策を立てながら進めて参りたいと考えております。

私の方からは以上です。

◎付議案件

○教育長

次に日程第5、議案第25号「五所川原市いじめ問題等対策連絡協議会委員の委嘱について」、日程第6、議案第26号「五所川原市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」、これらの2件は関連がありますので、一括議題といたします。

本件について担当より説明願います。

○学校教育課 村元課長補佐

議案第25号「五所川原市いじめ問題等対策連絡協議会委員の委嘱について」、議案第26号「五所川原市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○奈良委員

P 2の「いじめ問題等対策連絡協議会委員」とP 4の「いじめ問題専門委員会委員」の違いは何でしょうか。

○教育長

「いじめ問題等対策連絡協議会委員」は未然防止等の活動が中心で、「いじめ問題専門委員会委員」は重大事態が発生したときに協議する委員であり、通常はこの2つの会議は一緒にはできませんが、最初の会議だけは合同で行っております。

以降は、「いじめ問題専門委員会委員」は重大事態が発生しない限り開かれません。このほかに市長部局にも同じような重大事態が発生した場合に組織される委員会があります。

「いじめ問題等対策連絡協議会委員」と「いじめ問題専門委員会委員」の違いについてはこのような感じです。そのほか質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第7、議案第27号「五所川原市教育支援委員会委員の委嘱について」、日程第8、議案第28号「五所川原市教育支援委員会専門員の委嘱について」、これらの2件は関連がありますので、一括議題といたします。本件について担当より説明願います。

○学校教育課 村元課長補佐

議案第27号「五所川原市教育支援委員会委員の委嘱について」、議案第28号「五所川原市教育支援委員会専門員の委嘱について」、議案書をもとに説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

なければ質疑を終結いたします。採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に追加議案として、日程第9、議案第29号「令和3年度五所川原市一般会計補正予算案（教育予算）について」を議題とします。本件について、担当より説明願います。

○教育総務課長

学校教育課 村元課長補佐

社会教育課長

議案第29号「令和3年度五所川原市一般会計補正予算案（教育予算）について」、議案書をもとに説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○奈良委員

学校教育課の衛生用品サポート事業はとていいことだと思うのですが、女子トイレに置くというイメージですか。

女子トイレに置かず、保健室に置くのであれば保健室の先生の負担になるのかなと感じますが、女子トイレに置くとなると、学校側の管理が難しいので、どちらにしても学校の負担になるのではないのでしょうか。

○教育部長

いろいろなケースを検討してみましたが、トイレに置いておけば気兼ねなく利用できるため、困っている生徒は利用しやすいだろうと考えます。

わざわざ保健室にもらいに行くということは、恥ずかしいなど利用しづらいかと思われまますので、学校側の負担になるかも知れませんが、今回はトイレに配置する方向で計画をしております。

○教育長

よろしいでしょうか。そのほか質疑ありませんか。

○丁子谷委員

生理用品は、教育委員会で購入して学校に配置するのでしょうか。

○教育部長

購入する予算は各学校に配分して、学校側で用意していただく想定です。

○丁子谷委員

それはそれでいいのですが、例えば子育て支援という観点から12歳から20歳くらいまでを対象に、単価を決めて12ヶ月分を口座に振り込み、メーカーなどいろいろあるので希望する製品を自由に使ってもらうのがいいのではないのでしょうか。

○教育部長

確かにそういった考え方もあると思いますが、例えば学校での保健の授業の中での使い方の説明と併せて、トイレに配置しているので困っている場合はどうぞ自由に使ってくださいと周知するといったように、一律で支給するのではなくて、困っている子どもが利用しやすいように小中学校に配置するものです。

一般の方への配布については、社会福祉協議会で対応しております。

○丁子谷委員

一般の方はもらいに行くということに抵抗があるのではないのでしょうか。

○教育部長

一般の方はそういったことはあるとは思われますが、小中学生にはそのような事がないように学校に配置するものです。

○教育長

これについては全国的なものになりますので、市長から指示もあり、まずはやってみてから必要に応じて変更するということが進めていきたいと思えます。保健室の先生には負担になるかも知れませんが、必要な子ども達に行き渡らせることが大事かと思えます。

よろしいのでしょうか。そのほか質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

その他として何かございませんでしょうか。

○学校給食センター所長

給食センターにおける物損事故に係る和解についての報告をした。

○教育長

そのほかに案件はありませんか。

○社会教育課長

金木B & G海洋センタープールにおける物損事故に係る和解について報告した。

○教育長

以上、2件の和解の報告がありましたが、よろしいでしょうか。

○丁子谷委員

給食センターのオーバースライダーの接触についてですが、運転者のほかに補助者はいないのでしょうか。

○学校給食センター所長

事故当時に直接現場には居合わせなかったため、報告ということで受けておりますが、通常は配送、回収の作業時には補助者は同乗しております。ただし、例えば配送スペース内及び回収スペース内での車のみの移動の場合は、補助者がいないケースがあるようです。

今回は、安全管理を怠ったケースでの事故であり、オーバースライダーがまだ動いているにもかかわらず、止まったものと思いつきトラックを移動させたため、少し接触したものであります。補助者がいない場合は、運転者が一度トラックから降りて、オーバースライダーが上がりきったことを目視してから移動するということがルールとなっております。

○丁子谷委員

以前にもこういった事故があったかと思いますが、事故がないようにルールを守るということを徹底して欲しいと思います。それから、金木B & G海洋センターの件ですが、プールの利用期間でもない時期になぜ事故を起こしたのでしょうか。

○社会教育課長

プール周辺に芦野公園の売店がありますが、そちらを利用するために車を駐車し、ブレーキとアクセルの操作を誤ってフェンスにぶつけてしまったようです。

○教育長

以上の2件については、市議会に報告する案件になりますのでよろしく申し上げます。そのほかに案件はありませんか。

○教育総務課長

申請書等の押印の特例に関する規則及び訓令の「教育長が別に定めるもの」について報告する。

○教育長

よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

本日の日程は全て終了しましたが、委員の方から何かありませんか。

○丁子谷委員

デジタル教科書、タブレット、それと一般の教科書との一連の関係の中で、先生方はスムーズに指導をできているかお聞きしたい。また、ゴールデンウィークが終わって、不登校の児童生徒の人数が増えているのかどうかと、中央公民館にある教育支援センターに通っている児童生徒の人数と学年等を把握しているかどうかもお聞きしたい。

○教育長

本日、学校教育課長は欠席のため、日を改めて報告させていただきたいと思います。

○丁子谷委員

わかりました。

あと、聖火リレーはやる予定ですか。

○社会教育課長

聖火リレーについては、6月10日の開催に向けて職員向けの説明会等を実施しておりますが、当市ではふるさと未来戦略課が担当しているため、参加人数や開催方法等の詳細は把握できておりません。

○丁子谷委員

教育委員会の職員は動員されるのですか。

○社会教育課長

教育委員会を含む各部署へ人数の割り当てがあり、全庁的に対応することになっております。

○丁子谷委員

いずれにしても、何事もないようにお願いできればと思います。

○教育長

先ほどの質問の不登校の状況について、私の分かる範囲内のお答えになりますが、5月の報告については4月分ですので、ゴールデンウィーク明けを含む5月分の報告は6月にならないとわかりませんが、人数が増えてくる可能性はあると思います。

将来的には不登校気味の子ども達にタブレットを貸し出して、オンライン授業やY o u t u b e等を利用した対応などをそろそろ考えていかなければいけないと思いますので、その辺を学校とも詰めて、できる範囲で準備して行く必要があると考えています。

まだまだ手探りで進めている状況ですが、前回定例会でも少し話題になった家庭のW i - F i環境については、現在各学校を通じて調査しています。

○丁子谷委員

そういったことをやると、何をやるにしても貧困が問題として生じてくるので、補助といったことが必要になってきます。

○教育長

タブレットに関しては、不登校の子ども達にも必ず配布されますが、家庭に持ち帰って壊れた場合どうするかなど、まだまだこれから家庭にタブレットを持ち出すことを含めたルール作りが必要になるため、後日、学校教育課長からまとめて回答するようにします。

○丁子谷委員

結局、不登校にもいろいろ理由があって、タブレットなど、ものを与えて終わりとはいかないでしょうから、いかに活用できるか考えてもらえればと思います。

○教育長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは回答できなかった質問事項に関しては、後日改めて回答するというごことをお願いします。
これを持ちまして令和3年五所川原市教育委員会第5回定例会を閉会いたします。

午後2時12分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年5月20日

五所川原市教育委員会教育長

長 尾 孝 紀

五所川原市教育委員会委員 1番

丁子谷 悟

五所川原市教育委員会委員 3番

奈 良 陽 子

会議の書記 教育総務課長

永 山 大 介